

国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証の更新

70～74歳の国民健康保険被保険者の方は、一部負担金の負担割合が記載された、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を7月中旬から特定記録郵便で送付します。一部負担金の割合は、新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日に見直し(定期判定)を行います。

負担割合の判定基準

□ 2割負担

- 次のいずれかに該当する方
- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
 - 本人および同じ世帯にいる70～74歳までの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
 - 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる
 - ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
 - ②世帯に被保険者が2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□ 3割負担(現役並み所得者)

- 次の全てに該当する方
- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
 - 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上
- ▶保険年金課 田
- 資格に関すること…☎042-460-9822
 - 負担割合に関すること…☎042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日(木)から利用できる保険証を、7月中旬から被保険者1人ずつに特定記録郵便で送付します。配達は、郵便事情により、2週間程度かかる場合があります。

郵便局から宛所不明で返送された場合の受け取りは、保険年金課後期高齢者医療係(田無庁舎2階)のみでの受け取りになります。本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポートなど)をご持参ください。

なお、12月2日(月)からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から紙の保険証の交付は終了となります。12月1日(日)までに交付された青竹色の保険証は、住所や自己負担割合などに変更がなければ、保険証に記載されている有効期限(最長で令和7年7月31日(木))までお使いいただけます。

□ 新しい保険証

青竹色(有効期間：8月1日(木)～令和7年7月31日(木))

負担割合の判定基準

後期高齢者医療制度の自己負担割合は、新しい年度の住民税課税所得などに基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています。

□ 3割負担(現役並み所得者)

同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

□ 2割負担

次の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者が1人の場合は200万円以上(被保険者が2人以上の場合は320万円以上)である

□ 1割負担

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合、または2割負担の条件①には該当するが②には該当しない場合 ※住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により2割負担となります。

※令和4年より法改正により、市で収入が確認できる方は、申請を省略することができるようになりました。その場合、申請書はお送りしません。

※収入が確認できない方は、6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

■ 制度について

広域連合お問い合わせセンター☎0570-086-519

※IP電話・PHSからは☎03-3222-4496

▶保険年金課 田 ☎042-460-9823

初めての方対象 フレイルチェックを 受けてみよう！



年齢を重ねて、心身の活力(筋力・認知機能・社会とのつながりなど)が低下した状態をフレイルといいます。フレイルチェックでは、ご自身のフレイルの兆候を機器による測定(手足の筋肉量・握力など)や質問票で楽しく確認することができます。定期的に受け、からだやこころの状態の変化を知ることが大切です。

※6カ月ごとに開催を予定していますので、継続してご参加ください。

時・場 右表参照 定 各15人(申込順) 対 在住のおおむね65歳以上で、フレイルチェックを受けたことのない方 申 7月1日(月)午前9時から、電話で希望の会場名・住所・氏名・年齢・電話番号を下記へ

▶高齢者支援課 田 ☎042-420-2812

□ 日程 ※各会場とも①と②両日参加

会場	対象地域	日程	時間
西原総合教育施設	緑町・谷戸町・ひばりが丘・西原町・芝久保町	① 7月17日(水)	午後2時～4時
		② 令和7年1月29日(水)	
新町福祉会館	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	① 7月23日(火)	
		② 令和7年1月28日(火)	
下保谷福祉会館	ひばりが丘北・北町・栄町・下保谷・東町・中町・富士町	① 9月17日(火)	午後2時～4時
		② 令和7年3月18日(火)	
住吉老人福祉センター	北原町・泉町・住吉町・田無町・保谷町	① 9月25日(水)	
		② 令和7年3月19日(水)	

※次回の募集は9月1日号掲載予定



手当助成・補助

入院期間中の紙おむつ代の助成申請

医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている高齢者の方などに助成を行います。

□ 対象期間

3月1日～6月30日入院分

□ 助成金額

月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)

対 次の全てに該当する方

- 入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている
- 40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている
- 医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている